

## 公益財団法人九州盲導犬協会への事業活動の監督を求める要望書

平成24年5月3日

福岡県知事 小川 洋殿

動物愛護団体 長崎Life of Animal(ライフオフ`アニマル)

### 第1 はじめに

当団体は主に長崎県で動物管理センターに收容された犬、猫の殺処分数を目標として飼い主への啓発活動、里親探し、同センターからの緊急レスキューなどを活動内容としている民間団体です。平成21年11月、長崎市内のユーザーに貸与された盲導犬アトム号の失踪およびその背景事情について、当団体としては盲導犬貸与事業を行っている公益社団法人九州盲導犬協会(以下「協会」といいます。)の活動内容について大きな問題点があり、これを放置すると、今後、視覚障害者の福祉の増進という公益的目的の実現が阻害される可能性があることと危惧したことから、協会の問題点を指摘するとともに、協会の行政庁である貴殿に対し、要望をすべく本要望書を提出いたします。

### 第2 盲導犬アトム号事件について

1

平成24年1月23日夜、長崎市内で盲導犬アトム号がユーザー宅から失踪しました。この失踪事件は、盲導犬としての育成、訓練を受けた盲導犬がユーザー宅から失踪する、という衝撃的な事実のみならず、ユーザーのアトム号の管理状況に看過できない問題点があったという特徴があるといえます。

2

アトム号が失踪するに至るまでにおいて、当該ユーザーにアトム号が貸与されてから失踪直前まで、協会に対し近隣住民から不適切な管理状況の通報が幾度もなくありました。そもそも盲導犬のユーザーとなりえる方が単独で自分以外の生命の生活を維持することが困難であることは明白です。盲導犬として育成、訓練を受けた犬も例外ではないため、協会による盲導犬ユーザーの管理、指導が必要であり、盲導犬の貸与条件に規定されています。よって近隣住民による通報の都度、協会が適切な調査、対応を行っていれば、未然に防ぎことができた事件が、今回発生した盲導犬アトム号事件です。

### 第3 アトム号事件に関する協会の説明内容およびその変遷

1

協会の公式ホームページに平成24年2月7日付け「盲導犬アトム号の失踪について」と題して、以下の報告がなされています。

(1)

平成21年11月に当該ユーザーにアトム号を貸与した直後の同年12月、ユーザーによるアトム号への虐待通報があった。これを受けてユーザー宅を往訪し、状況確認と管理指導を実施したが虐待の事実は確認できなかった。

(2)

その後、2回往訪し、ユーザーによるアトム号の管理状況確認、管理指導を行った。

(3)

平成22年5月、「アトムがやせ衰えて立てなくなっている」等の虐待通報があり、使用者宅を往訪し、ユーザー本人への事情聴取とアトム号の身体状況の確認を実施したが虐待の事実は確認できなかった。念のため訓練センターにアトム号を連れ帰り、翌日、獣医師による健康診断を受診させたところ貸与時より2kg体重が増加していたほか、犬体に異常はなかった。

※(補足説明) 実際には、近隣住民から“やせ衰えて立てなくなっている”という通報はなく、“老犬の様”、“足の向きが変形している”という通報はしています。

(4)

3か月後の平成22年8月、ユーザーから盲導犬使用の強い要望があったため、再度、訓練センターでユーザーとアトム号の共同訓練を実施した上でユーザーにアトム号を再貸与した。

(5)

平成22年9月～平成23年12月まで、抜き打ちも含め、合計12回、ユーザー宅を往訪し、飼育管理について指導を継続。この間、アトム号に対するユーザーによる虐待の場面、痕跡等は確認できなかった。

※近隣住民(特にユーザー宅向かい側の商店)によると、この期間中の朝から夕方にかけて、協会の方は12回も訪問していないとのこと。(向かい側の商店であるため、朝から夕方までユーザー宅玄関が見える状況)

(6)

平成24年1月20日、往訪指導の中でアトム号が歩きながら排尿をしている場面を確認。ユーザー自身の問題意識の低下を確認できたため翌週の動物病院での健康診断受診後に盲導犬を引き上げることとした。

(7)

平成24年1月23日夜、ユーザーからアトム号失踪の一報を受ける。1月20日の歩行状況(歩行しながらの排尿のことか、それ以外のことかは不明)が再び常態化しているとの付近住民の指摘およびこのたびのアトム号失踪という事態を踏まえ、アトム号が見つかり次第、協会が保護し、再貸与はしない方針である。

※(補足説明) “再び常態化”とありますが、“アトム号の歩行中の排尿”のことであれば、改善されたことはありません。

2 平成24年2月13日の当団体に対する協会からの説明内容は以下のとおりです。

(1) アトム号が発見された場合、再び当該ユーザーに対してアトム号を貸与する方針はない。

(2)

再度、当該ユーザーから強い貸与の要求があった場合でも同様である。当該ユーザーのアトム号の管理状況から(当該ユーザーは)再貸与を受けるに値しないと考えている。但し、県(長崎県)の意向もあるため協会側だけの判断で貸与しないことを決定できない側面もある。

(3)

平成24年1月20日のアトム号の歩行中の排尿垂れ流しについてはマーキングの一種かと

思われる。繁殖犬の雄こよく見られる行動である。これは協会の繁殖担当者のお話による。  
※(補足説明) アトム号は繁殖犬に該当せず、またすでに去勢手術済みであることと上記説明は矛盾するのではないかと質問に対して、協会側からの明確な回答はなかった。

- (4) 上記のアトム号の歩行中の排尿垂れ流しについて、詳細は訓練士に聞かないと分からないが、明らかに排泄を我慢していたと思う。排尿の量は多かった。ユーザーが気づいてきちんとアトム号に排尿をさせないといけないと思った。
- (5) アトム号を失踪させたことについては、ユーザー自身の監督責任、管理不足が一番大きな問題であると考えている。

### 3

平成24年2月15日に協会がボランティアに対して行った説明内容は以下のとおりです(説明会に参加したボランティアからの報告内容による)。

- (1) (貸与した当初の時期、ユーザーがアトム号をかわいがっている様子を撮影した動画を見せた上で)アトム号へのユーザーによる虐待の事実はない。
- (2) アトム号が失踪した1月23日、ユーザーは動物病院にアトム号を連れて行っている。
- (3) 盲導犬の特質性について知識が少ない近隣住民が、ユーザーがアトム号を不適切な方法、状況下で管理している、と誤解したことで、「ユーザーによるアトム号への虐待」という騒ぎになった、というのが本件の真相である。(アトム号の後姿の写真を見せた上で)「アトム号のしっぽが切られた」という虚偽の虐待通報がなされた事実からも虐待通報が虚偽であることは明らかである。  
※平成24年2月13日の当団体への説明時とまったく異なる内容となっています。また、実際に「しっぽが切られた」と通報した近隣住民はおらず、「虚偽の虐待通報があった」と虚偽の説明をしていることが明らかです。

## 第4 アトム号事件における協会の対応の問題点

### 1 盲導犬の不適切管理に関する公表が不十分であること

- (1) 盲導犬は民間の寄付のみならず、アトム号に関して言えば長崎県から訓練育成費として多額の補助金が協会に交付されている。

また、社会的に視覚障害者の盲導犬利用の需要が高いものの、供給が需要に追いついていないという問題は広く知られているところである。つまり、限られた資源である盲導犬は長崎県身体障害者補助犬貸与事業実施要綱の「第5 貸与条件」を充足するかどうかを厳格に審査した上で、慎重に推薦されたユーザーにだけ貸与されるべきものであるから、盲導犬がどのようなユーザーに貸与され、貸与後、どのように盲導犬がユーザーの生活補助をし、またユーザーからどのように管理されているのか、ということは社会的関心が高い事項といえる。

- (2) アトム号事件については貸与直後からユーザーによるアトム号の不適切な管理状況が近隣住民によって通報され、その後も長崎県障害福祉課へも当該ユーザーによるアトム号の不適切な管理状況について近隣住民らから再三、通報がなされていた。しかし、こうした事実についてボランティアのみならず、社会に公にされていない(協会の事業報告書にはユーザーの

盲導犬に対する不適切な管理状況の認知およびその調査、指導について全く記載されていない。)。やはり公益財団法人として、ユーザーによる盲導犬の虐待、不適切な管理が問題になった場合には、①そうした通報がなされたこと、②それに対してどのような調査を行い、協会としてどのような事実認定をしたのか、③虐待、不適切な管理を認知した場合、ユーザーに対して行った指導内容、あるいは処分(貸与の停止等)については特に盲導犬貸与事業として重大案件として、(ユーザーの個人情報保護に配慮することは当然であるが)その都度、社会に公表すべきである。

(3)

再貸与後の平成22年9月~平成23年12月まで12回 訪問調査を実施しているということだが、例えば、ユーザーや近隣住民どのような質問をしてどのような回答を得て、アトム号の管理状況をどう把握、評価したのか、についても明らかにすべきである。

単に「12回 抜き打ちも含めて調査しました」だけでは、盲導犬への虐待、不適切な管理が問題となっている本件アトム号事件についての公表としては不十分といえる。

## 2 協会の釈明 説明内容が変遷していること

(1)

ユーザーによるアトム号の管理状況の不適切さ、問題点の認識については①2月7日の公式ホームページ、②2月13日の当団体への説明 ③2月15日のボランティアへの説明で内容が変遷している。②は「排尿を適切にさせていなかった」、「管理状況から再貸与は無い」と発言するも、虐待の事実を協会として認めていたのか否かについて明確な回答ができておらず、③は「近隣住民の過剰反応によるものであり、虐待、不適切管理の事実はない」というものである。

(2)

釈明する相手が変わるたびに説明、釈明内容が変遷すること自体、公益財団法人たる協会に対する社会の信頼が損なわれるだけではなく、盲導犬育成、貸与事業者としての適格性、資質、ひいては公益財団法人としての品位に問題がないのか、と疑問なしとしない。

## 3 ユーザーによる盲導犬の管理不適切さ、虐待事実の調査が不十分であること

(1)

近隣住民等から盲導犬への虐待通告を受けた場合は直ちに盲導犬の身体調査を行うとともに、近隣住民、ユーザー双方から事情を聴くべきであることは論を待たない。

(2)

しかし、近隣住民とユーザーの主張内容(虐待事実の有無について)が合致しない場合がほとんどであると想定した上で、協会としては、ユーザーの言い分だけを尊重するのではなく、他のさまざまな関係者から事情を聴いた上で虐待の事実の有無について慎重な判断をすべきである。また、ユーザーの言い分が客観的状況からみて合理的であるかどうかを慎重に判断することが肝要である。

(3)

調査、聴き取りによって得た事実に基づき、当該管理状況が不適切、あるいは虐待に該当するかどうか、という評価については、盲導犬訓練士、獣医、当該盲導犬にかかわったパピーウォーカーなど、多角的分野からの専門家、関係者の意見を聴いた上で評価をすべきである。専門的知識がないまま、安易に「これは虐待に該当しない」と判断することは、協会の盲導犬、動物愛護の精神が欠落しているのではないかと、社会から不信感をもたれる可能性もある。視覚障害者の日常生活の向上、社会活動への参加という盲導犬ありきの公益的目的は、一般社会法理である「動物の愛護及び管理に関する法律」の下で実現されるべきであることは当然である。

- (4) 基本的に、ユーザーと特別な利害関係を有しない近隣住民が虚偽の虐待通報をする蓋然性はない、という一般通念上の感覚をもち、ユーザーと通報者の言い分が違ふ場合には、「虐待なし」と安易に調査を打ち切るのではなく、より慎重な調査をすべく、双方からの事情聴取を継続したり、当該ユーザーから盲導犬管理状況についての報告をさせたり、当該盲導犬の担当獣医師から意見を聴くことが必要と思われる。
- (5) アトム号事件について言及すると、①平成22年5月に協会の訓練センターに連れ帰った理由、②平成22年8月に当該ユーザーに再貸与するまで訓練センターでアトム号を管理していた理由(この時点ですでに当該ユーザーへの貸与を打ち切る判断をしていたのか否か)、③平成22年8月にユーザーからの強い要望を受けて再貸与に踏み切っているが、再貸与の際、貸与条件を当該ユーザーが有していると判断した根拠が明らかになっておらず、当団体としては、アトム号へのユーザーによる不適切管理、虐待についての協会の調査は不十分であると考えている。特に③については、当該ユーザーが(ア)盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる者に該当すると判断したのか、(イ)盲導犬を虐待あるいは放置しない、盲導犬については善良なる管理者の注意をもって健康管理を行われなければならないこと等の貸与条件を充足していると判断したのか、という協会の再貸与の際の判断内容が不明確である。

## 第5 協会に対する要望

1

ユーザーによる盲導犬の不適切な管理状況、虐待が問題となった場合、すみやかに調査を行う。調査方法はユーザーの言い分のみならず、近隣住民や盲導犬訓練士(但し判断の公正さを確保するため、貴会以外の盲導犬協会に所属するなど、貴会と特別な利害関係、協力関係がない訓練士とする)、パピーウォーカーなどの関係者などから広く事情聴取を行うことに加え、獣医師による診察を受けさせる(但し、診察の公平さを確保するために貴会と特別な利害関係、協力関係がない獣医師とする。また獣医師の先入観を生じさせないために診察の際は当該盲導犬が「盲導犬」であることを伏した上で診察を受けさせることとする)。

2

ユーザーによる盲導犬の不適切な管理状況、虐待を認められた場合、原則として直ちに貸与を停止し、特別な事情がない限り、当該ユーザーに対して再貸与を行わない。以下理由を述べる。

(1)

本来、ユーザーによる盲導犬に対して虐待、放置するという不適切な管理があってはならないことであるから、限られた資源である盲導犬の再貸与については当該ユーザーではなく他の貸与適格者に貸与するのが「公平」な視覚障害者の福祉の増進に資する。

(2)

盲導犬等の動物に虐待をしたり不適切な管理をするのは当該盲導犬とユーザーとの相性の問題に起因するというよりは、動物愛護の精神と責任感の欠如という当該ユーザーの資質の問題によるところが大きい(盲導犬が専門家によって訓練されたものであることからみても明らかといえる)。管理状況が、当該ユーザーへの指導、教育によって改善されるのであれば再貸与を検討する余地があるが、そもそも盲導犬の不適切な管理状況、虐待事実を否定しているユーザーが管理状況を改善する見込みは皆無である。虐待を否定している以上、当該ユーザーへの管理状況の指導は効果を奏しない。

3

ユーザーによる盲導犬の不適切な管理状況、虐待が問題となった場合、協会が行った調査、判

断、その後の処理結果等について随時、報告書等の書面で公表すべきである。以下理由を述べる。

- (1) 限られた資源である盲導犬がどのようなユーザーに貸与されるのかは視覚障害者の福祉の増進 という 高度に公益性の高い目的実現に深く 関わることである。限られた資源である盲導犬を貸与条件を充たさない、あるいは貸与条件を充たさない蓋然性の高いユーザーに貸与しないことが、より視覚障害者の福祉の増進につながるるとともに盲導犬貸与事業への社会の関心の向上、寄付金等の協力につながる。つまり、貸与適格者に限定して盲導犬を貸与することが視覚障害者の福祉の増進に不可欠な要素といえる。
- (2) 盲導犬の訓練育成についてはユーザー（予定者）の居住地の都道府県から多額の補助金が支出されている点からみても高度に公益性のある事業といえる。貸与後の盲導犬がユーザーによって不適切な管理をされたり虐待をされたりすることは社会的に許されない。不適切なユーザーに貸与されていないかを社会一般に審査してもらうために、公表すべきである。
- (3) 協会が適切な調査、処理（貸与停止）を行うことを担保するためにも社会に報告すべきである。それが公益財団法人として当然に求められる義務である。
- (4) 口頭で行う説明よりは、書面による報告の方が、内容の変遷を防止できる。

## 第6 行政庁たる貴殿への要望

1

当団体としては上記第5の要望を協会に行っておりますが、今までの協会からの回答内容や、協会の実態から、上記第5の要望を協会が任意に実現してくれる可能性が低いと考えております。

2

協会は公式ホームページに定款、事業報告書、役員名簿等を公開しておりますが理事会議事録の公開がされておりませんので、おそらく、役員の中で唯一の常勤理事である中村博文氏が単独・独断で協会の事業運営を進めていると当団体では推測しております。

3

また、およそ公益財団法人とは思えないような対応、例えば当該ユーザーによるアトム号の不適切な管理状況を公式ホームページ上、及び当団体に対しては認めながら、実際に盲導犬育成に関わるボランティアに対しては「近隣住民の盲導犬に対する理解不足による誤解であり、ユーザーによる不適切管理、虐待はなかった」と説明内容を変遷させることもありました。さらに、平成23年度事業計画書には「総合訓練センターを相談窓口として補助犬に関する相談や問い合わせに対応する」と記載されておりますが、相談窓口といっても公式ホームページの「お問い合わせ」をクリックして電子メール送信画面が出てくるだけで、実際この「お問い合わせ」から電子メールでアトム号について相談すると、メール返信ではなく、必ず、電話で中村氏から回答があります。電話ですと「言った、言わない」という話になりますので、相談した側としても協会の回答内容について不信感を持ってしまうのです（特に変遷があればなおさらです）。

4

当団体は限られた資源である盲導犬が広く普及し、生活向上、社会活動への参加といった視覚障害者の方々の福祉の増進を望んでおります。その目的実現のためには貸与条件、適格性を有するユーザーに優先して盲導犬が貸与されるべきであり、また、貸与後、善良なる管理者とし

ての注意義務をもって盲導犬を管理し、盲導犬に適切な食事・水を与える、という動物愛護の観点から当然に要求される適切な管理 飼育がユーザーに要求されることは言うまでもありません。

5

ロボットではない、盲導犬という生命ある動物を視覚障害者の方々の福祉の推進のために貸与する事業は極めて公益性の高いものであるといえます。

平成22年5月17日に協会に公益認定を与えた貴殿に対して、協会が当団体からの要望を受け入れ実現してくれるよう、監督および指導を強く要望する次第です。なお、当該要望は当団体に限られたものではなく、長崎県在住の多くの方からの賛同を得た上で要望書を提出しております。合計11,823名分の署名を添付いたします。

以上